



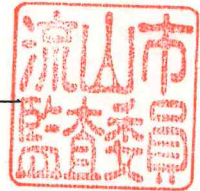
流山市監査委員告示第11号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年9月1日

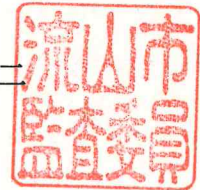
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



大

第4号様式

流道管 第 430 号

令和 2年 8月 11日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部 道路管理課	意見	<p>市職員は、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられている。</p> <p>団体は、市とは異なる組織であり、根拠なく慣例によって業務を行うことは適切ではなく、事務分掌を定める規定に位置付けるか、事務分担表等に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。</p>	<p>令和2年5月30日をもって、流山市交通安全母の会会則第14条を、「本会は、事務局を会長宅に置く。」と改定し、会の独立が図られたことにより、市が団体業務を行うことはなくなりました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。